

議第106号

令和6年度山形県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度山形県一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和6年度山形県一般会計補正予算（第8号）

令和6年度山形県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,615,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ734,241,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税		114,400,000	1,900,000	116,300,000
	1 県 民 税	34,801,000	65,000	34,866,000
	2 事 業 税	25,809,000	550,000	26,359,000
	3 地 方 消 費 税	25,805,000	749,000	26,554,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,743,000	178,000	1,921,000
	5 県 た ば こ 税	1,154,000	2,000	1,156,000
	6 ゴルフ場利用税	103,000		103,000
	7 軽 油 引 取 税	8,188,000	320,000	8,508,000
	8 自 動 車 税	16,639,000	35,000	16,674,000
	9 鉱 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	3,000		3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	153,000	1,000	154,000
2 地方消費税清算金		56,046,000		56,046,000
	1 地方消費税清算金	56,046,000		56,046,000
3 地 方 譲 与 税		25,719,025	195,534	25,914,559
	1 特別法人事業譲与税	23,000,000	34,971	23,034,971
	2 地方揮発油譲与税	2,400,000	62,613	2,462,613
	3 石油ガス譲与税	100,000	3,030	103,030
	4 自動車重量譲与税	100,000	82,231	182,231

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	6 森林環境譲与税	89,025	△ 1,679	87,346
	7 航空機燃料譲与税	30,000	14,368	44,368
4 地方特例交付金		3,598,482		3,598,482
	1 地方特例交付金	3,598,482		3,598,482
5 地方交付税		194,923,846	2,217,032	197,140,878
	1 地方交付税	194,923,846	2,217,032	197,140,878
6 交通安全対策特別交付金		280,000	△ 16,752	263,248
	1 交通安全対策特別交付金	280,000	△ 16,752	263,248
7 分担金及び負担金		4,168,034		4,168,034
	1 分 担 金	3,196,355		3,196,355
	2 負 担 金	971,679		971,679
8 使用料及び手数料		6,075,832		6,075,832
	1 使 用 料	4,382,285		4,382,285
	2 手 数 料	69,661		69,661
	3 県 証 紙 収 入	1,623,886		1,623,886
9 国庫支出金		116,823,668	372,381	117,196,049
	1 国庫負担金	35,892,126		35,892,126
	2 国庫補助金	79,551,937	372,381	79,924,318
	3 委 託 金	1,379,605		1,379,605
10 財産収入		1,382,190		1,382,190

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 財産運用収入	441,662		441,662
	2 財産売却収入	940,528		940,528
11 寄 附 金		3,023,289		3,023,289
	1 寄 附 金	3,023,289		3,023,289
12 繰 入 金		23,643,266	△ 2,846,995	20,796,271
	1 特別会計繰入金	381,496		381,496
	2 基金繰入金	23,159,627	△ 2,846,995	20,312,632
	3 公営企業繰入金	102,143		102,143
13 繰 越 金		6,151,870		6,151,870
	1 繰 越 金	6,151,870		6,151,870
14 諸 収 入		95,355,864	△ 206,200	95,149,664
	1 延滞金、加算金及び過料等	71,953		71,953
	2 県 預 金 利 子	10,369		10,369
	3 公営企業貸付金元利収入	11,400,601		11,400,601
	4 貸付金元利収入	76,863,663		76,863,663
	5 受託事業収入	716,836		716,836
	6 収益事業収入	2,023,655	△ 206,200	1,817,455
	8 雑 入	4,268,787		4,268,787
15 県 債		81,035,090		81,035,090
	1 県 債	81,035,090		81,035,090

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳 入 合 計		732,626,456	1,615,000	734,241,456

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,135,270		1,135,270
	1 議 会 費	1,135,270		1,135,270
2 総 務 費		39,433,698	△ 169,089	39,264,609
	1 総 務 管 理 費	21,098,762	△ 169,089	20,929,673
	2 企 画 費	8,002,235		8,002,235
	3 徴 税 費	4,990,631		4,990,631
	4 市 町 村 振 興 費	832,045		832,045
	5 選 挙 費	1,453,067		1,453,067
	6 防 災 費	2,409,818		2,409,818
	7 統 計 調 査 費	390,760		390,760
	8 人 事 委 員 会 費	125,305		125,305
	9 監 査 委 員 費	131,075		131,075
3 民 生 費		84,426,836		84,426,836
	1 社 会 福 祉 費	57,689,041		57,689,041
	2 児 童 福 祉 費	24,007,690		24,007,690
	3 生 活 保 護 費	1,849,942		1,849,942
	4 災 害 救 助 費	880,163		880,163
4 衛 生 費		27,470,665		27,470,665
	1 公 衆 衛 生 費	3,497,707		3,497,707
	2 環 境 衛 生 費	3,048,585		3,048,585

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 保 健 所 費	1,657,871		1,657,871
	4 医 薬 費	19,266,502		19,266,502
5 労 働 費		2,107,838		2,107,838
	1 労 政 費	1,087,610		1,087,610
	2 職 業 訓 練 費	736,985		736,985
	3 失 業 対 策 費	209,368		209,368
	4 労 働 委 員 会 費	73,875		73,875
6 農 林 水 産 業 費		54,738,863		54,738,863
	1 農 業 費	10,110,364		10,110,364
	2 畜 産 業 費	2,352,433		2,352,433
	3 農 地 費	30,253,311		30,253,311
	4 林 業 費	10,195,671		10,195,671
	5 水 産 業 費	1,827,084		1,827,084
7 商 工 費		86,670,855		86,670,855
	1 商 業 費	78,803,413		78,803,413
	2 工 鉱 業 費	6,666,855		6,666,855
	3 観 光 費	1,200,587		1,200,587
8 土 木 費		104,578,589	1,915,069	106,493,658
	1 土 木 管 理 費	2,509,729		2,509,729
	2 道 路 橋 り ょ う 費	53,034,001	1,915,069	54,949,070

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河 川 海 岸 費	38,585,037		38,585,037
	4 港 湾 費	4,742,410		4,742,410
	5 都 市 計 画 費	4,232,941		4,232,941
	6 住 宅 費	1,474,471		1,474,471
9 警 察 費		28,026,720	42,765	28,069,485
	1 警 察 管 理 費	26,109,924	42,765	26,152,689
	2 警 察 活 動 費	1,916,796		1,916,796
10 教 育 費		112,995,694	△ 173,745	112,821,949
	1 教 育 総 務 費	15,368,284	△ 5,528	15,362,756
	2 小 学 校 費	35,766,240	△ 32,190	35,734,050
	3 中 学 校 費	21,565,255	△ 83,739	21,481,516
	4 高 等 学 校 費	25,529,682	△ 18,994	25,510,688
	5 特別支援学校費	10,148,036	△ 33,294	10,114,742
	6 大 学 費	2,706,833		2,706,833
	7 社 会 教 育 費	1,172,081		1,172,081
	8 保 健 体 育 費	739,283		739,283
11 災 害 復 旧 費		34,671,426		34,671,426
	1 農林水産施設災害復旧費	9,361,606		9,361,606
	2 公共土木施設災害復旧費	25,105,720		25,105,720
	3 教育施設災害復旧費	162,014		162,014

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 社会福祉施設災害復旧費	15,086		15,086
	5 自然公園施設災害復旧費	27,000		27,000
12 公 債 費		87,215,489		87,215,489
	1 公 債 費	87,215,489		87,215,489
13 諸 支 出 金		69,104,513		69,104,513
	2 公営企業貸付金	11,400,000		11,400,000
	3 地方消費税清算金	25,474,000		25,474,000
	4 利子割交付金	60,338		60,338
	5 配当割交付金	628,628		628,628
	6 株式等譲渡所得割交付金	937,974		937,974
	7 法人事業税交付金	1,907,825		1,907,825
	8 地方消費税交付金	28,134,000		28,134,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	73,803		73,803
	10 環境性能割交付金	487,945		487,945
14 予 備 費		50,000		50,000
	1 予 備 費	50,000		50,000
歳 出 合 計		732,626,456	1,615,000	734,241,456

令和 6 年度一般会計補正予算に 関する説明書

目 次

一 一般会計歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 総 | 括 |
| 2 | 歳 | 入 |
| 3 | 歳 | 出 |

一 一般会計歳入歳出補正予算(第 8 号)事項別明細書

1 総

括

(歳入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税	114,400,000	1,900,000	116,300,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	56,046,000		56,046,000
3 地 方 譲 与 税	25,719,025	195,534	25,914,559
4 地 方 特 例 交 付 金	3,598,482		3,598,482
5 地 方 交 付 税	194,923,846	2,217,032	197,140,878
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	280,000	△ 16,752	263,248
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,168,034		4,168,034
8 使 用 料 及 び 手 数 料	6,075,832		6,075,832
9 国 庫 支 出 金	116,823,668	372,381	117,196,049
10 財 産 収 入	1,382,190		1,382,190
11 寄 附 金	3,023,289		3,023,289
12 繰 入 金	23,643,266	△ 2,846,995	20,796,271
13 繰 越 金	6,151,870		6,151,870

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 諸 収 入	95,355,864	△ 206,200	95,149,664
15 県 債	81,035,090		81,035,090
歳 入 合 計	732,626,456	1,615,000	734,241,456

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,135,270		1,135,270				
2 総務費	39,433,698	△ 169,089	39,264,609				△ 169,089
3 民生費	84,426,836		84,426,836				
4 衛生費	27,470,665		27,470,665				
5 労働費	2,107,838		2,107,838				
6 農林水産業費	54,738,863		54,738,863				
7 商工費	86,670,855		86,670,855				
8 土木費	104,578,589	1,915,069	106,493,658	372,381			1,542,688
9 警察費	28,026,720	42,765	28,069,485				42,765
10 教育費	112,995,694	△ 173,745	112,821,949				△ 173,745
11 災害復旧費	34,671,426		34,671,426				
12 公債費	87,215,489		87,215,489			△ 923,498	923,498

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他	
13 諸 支 出 金	69,104,513		69,104,513				
14 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	732,626,456	1,615,000	734,241,456	372,381		△ 923,498	2,166,117

2 歳

入

第 1 款 県

税 第 1 項 県

民

税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	32,218,000	△ 40,000	32,178,000	現 年 課 税 分	△ 61,000	均等割 税率 1 人につき 2,000円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞 納 繰 越 分	21,000	
2 法 人	2,497,000	60,000	2,557,000	現 年 課 税 分	60,000	均等割 税率 1 法人につき 880,000円 594,000円 143,000円 55,000円 22,000円 法人税割 税率 100分の1 100分の1.8
3 利 子 割	86,000	45,000	131,000	現 年 課 税 分	45,000	税率 100分の5
計	34,801,000	65,000	34,866,000			

第1款 県

税 第2項 事

業

税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,202,000	7,000	1,209,000	現年課税分	4,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
				滞納繰越分	3,000	
2 法人	24,607,000	543,000	25,150,000	現年課税分	543,000	所得等課税法人 普通法人 資本金の金額 1億円超 所得割 税率 100分の1.0 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 資本金の金額 1億円以下 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 収入割 税率 100分の1 収入金額等課税法人 資本金の金額 1億円超 収入割 税率 100分の0.75 付加価値割 税率 100分の0.37 資本割 税率 100分の0.15 資本金の金額 1億円以下 収入割 税率 100分の0.75 所得割 税率 100分の1.85
計	25,809,000	550,000	26,359,000			

第 1 款 県 税 第 3 項 地 方 消 費 税 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 譲 渡 割	24,611,000	734,000	25,345,000	譲 渡 割	734,000	税率 78分の22
2 貨 物 割	1,194,000	15,000	1,209,000	貨 物 割	15,000	税率 78分の22
計	25,805,000	749,000	26,554,000			

第 1 款 県 税 第 4 項 不 動 産 取 得 税 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不 動 産 取 得 税	1,743,000	178,000	1,921,000	現 年 課 税 分	178,000	税率 100分の3 100分の4
計	1,743,000	178,000	1,921,000			

第 1 款 県 税 第 5 項 県 た ば こ 税 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県 た ば こ 税	1,154,000	2,000	1,156,000	現 年 課 税 分	2,000	税率 千本につき 1,070円
計	1,154,000	2,000	1,156,000			

第1款 県 税 第7項 軽 油 引 取 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽油引取税	8,188,000	320,000	8,508,000	現年課税分	320,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	8,188,000	320,000	8,508,000			

第1款 県 税 第8項 自 動 車 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割	1,297,000	△ 27,000	1,270,000	現年課税分	△ 27,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
2 種別割	15,342,000	62,000	15,404,000	現年課税分	62,000	税率 定額
計	16,639,000	35,000	16,674,000			

第1款 県 税 第11項 産 業 廃 棄 物 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 産業廃棄物税	153,000	1,000	154,000	現年課税分	1,000	税率 1トンにつき 1,000円
計	153,000	1,000	154,000			

第3款 地 方 譲 与 税 第1項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別法人事業譲与税	23,000,000	34,971	23,034,971	特 別 法 人 事 業 譲 与 税	34,971	
計	23,000,000	34,971	23,034,971			

第3款 地 方 譲 与 税 第2項 地 方 揮 発 油 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	2,400,000	62,613	2,462,613	地 方 揮 発 油 譲 与 税	62,613	
計	2,400,000	62,613	2,462,613			

第3款 地 方 譲 与 税 第3項 石 油 ガ ス 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 石油ガス譲与税	100,000	3,030	103,030	石 油 ガ ス 譲 与 税	3,030	
計	100,000	3,030	103,030			

第3款 地 方 譲 与 税 第4項 自 動 車 重 量 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	100,000	82,231	182,231	自動車重量譲与税	82,231	
計	100,000	82,231	182,231			

第3款 地 方 譲 与 税 第6項 森 林 環 境 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	89,025	△ 1,679	87,346	森林環境譲与税	△ 1,679	
計	89,025	△ 1,679	87,346			

第3款 地 方 譲 与 税 第7項 航 空 機 燃 料 譲 与 税

(単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 航空機燃料譲与税	30,000	14,368	44,368	航空機燃料譲与税	14,368	
計	30,000	14,368	44,368			

第 5 款 地 方 交 付 税 第 1 項 地 方 交 付 税 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	194, 923, 846	2, 217, 032	197, 140, 878	地 方 交 付 税	2, 217, 032	
計	194, 923, 846	2, 217, 032	197, 140, 878			

第 6 款 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 第 1 項 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	280, 000	△ 16, 752	263, 248	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△ 16, 752	
計	280, 000	△ 16, 752	263, 248			

第 9 款 国 庫 支 出 金 第 2 項 国 庫 補 助 金 (単位：千円)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 土木費国庫補助金	31, 102, 008	372, 381	31, 474, 389	道 路 除 雪 費 補 助	1, 759, 458	
				防災・安全社会資本整備交付金	△ 1, 387, 077	
計	79, 551, 937	372, 381	79, 924, 318			

第12款繰入金第2項基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1基金繰入金	23,159,627	△2,846,995	20,312,632	財政調整基金繰入金	△923,497	
				県債管理基金繰入金	△923,498	
				土地開発基金繰入金	△1,000,000	
計	23,159,627	△2,846,995	20,312,632			

第14款諸収入第6項収益事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1宝くじ収入	2,023,655	△206,200	1,817,455	宝くじ収入	△206,200	
計	2,023,655	△206,200	1,817,455			

3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他		区分	金額	
1 一般管理費	15,379,265	△ 169,089	15,210,176				△ 169,089	3 職員手当等	△ 169,089	退職手当
計	21,098,762	△ 169,089	20,929,673				△ 169,089			

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	9,034,609	1,915,069	10,949,678	372,381			1,542,688	11 需用費	170,862	一般需用費
								12 役務費	1,268	
								13 委託料	1,743,157	
								14 使用料及び賃借料	18	
								19 負担金、補助及び交付金	△ 236	消雪施設管理費負担金
計	53,034,001	1,915,069	54,949,070	372,381			1,542,688			

第9款 警 察 費 第1項 警 察 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他		区分	金額	
2 警察本部費	24,122,851	42,765	24,165,616				42,765	3 職員手当等	42,765	退職手当
計	26,109,924	42,765	26,152,689				42,765			

第10款 教 育 費 第1項 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他		区分	金額	
2事務局費	3,460,115	△ 5,528	3,454,587				△ 5,528	3職員手当等	△ 5,528	退職手当
計	15,368,284	△ 5,528	15,362,756				△ 5,528			

第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1教職員費	35,766,240	△ 32,190	35,734,050				△ 32,190	3 職員手当等	△ 32,190	退職手当
計	35,766,240	△ 32,190	35,734,050				△ 32,190			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他				
1 教職員費	21,565,255	△ 83,739	21,481,516				△ 83,739	3 職員手当等	△ 83,739	退職手当
計	21,565,255	△ 83,739	21,481,516				△ 83,739			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他				
1 高等学校総務費	20,812,707	△ 18,994	20,793,713				△ 18,994	3 職員手当等	△ 18,994	退職手当
計	25,529,682	△ 18,994	25,510,688				△ 18,994			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他				
1 特別支援学校費	10,148,036	△ 33,294	10,114,742				△ 33,294	3 職員手当等	△ 33,294	退職手当
計	10,148,036	△ 33,294	10,114,742				△ 33,294			

第12款 公 債 費 第1項 公 債 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	県債	その他		区分	金額	
1元金	81,966,065		81,966,065			△ 849,618	849,618			
2利子	5,202,241		5,202,241			△ 73,880	73,880			
計	87,215,489		87,215,489			△ 923,498	923,498			

議第107号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行等に伴う山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第13号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和7年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例等の一部を改正する条例
(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第125条第1項中「数量」を「数量（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、第131条の15第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」に改める。

附則第7条の4第2項中「附則第6条」を「附則第5条の6」に改める。

附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第2項及び第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2の3に次の1項を加える。

6 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち同条第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第124条第3項に規定する炭化水素油をいう。次条第1項及び第2項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第125条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第15条の2の3の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第15条の2の3の2 前条第1項第3号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第131条の15第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合には、第131条の17第2項の規定は、適用しない。

3 特例対象事業者は、第1項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則附則第4条の8の2第1項に規定する事項を、知事に届け出なければならない。

- 4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 第3項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第1項の製造に関する事項その他の施行規則附則第4条の8の2第4項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

附則第15条の2の5の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2の7第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「同条第15項」を「同条第12項」に、「車両総重量」を「車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」に、「トラック」を「トラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に、「有しないもの」を「有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 3 新条例第125条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の2の3第6項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
- 5 新条例附則第15条の2の3の2第1項の規定は、施行日以後の炭化水素油（山形県県税条例第124条第3項に規定する炭化水素油をいう。）の製造について適用する。
（自動車税に関する経過措置）
- 6 令和6年4月30日までに取得された第1条の規定による改正前の山形県県税条例附則第15条の2の7第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。